別表第１（第３条関係）

支援の必要性の基準

支援の必要性の事由				基準指数
事由	細目			
１　就労又は就学	居宅外就労又は就学（この款において「就労等」という。）	週５日以上の就労等	帰宅時間が１８時後となる就労等を常態とする場合	５０
			帰宅時間が１８時以前となる就労等を常態とする場合	４０
			帰宅時間が１７時以前となる就労等を常態とする場合	３０
			帰宅時間が１６時以前となる就労等を常態とする場合	２５
			帰宅時間が１５時以前となる就労等を常態とする場合	２０
		週４日以上５日未満の就労等	帰宅時間が１８時後となる就労等を常態とする場合	４０
			帰宅時間が１８時以前となる就労等を常態とする場合	３２
			帰宅時間が１７時以前となる就労等を常態とする場合	２４
			帰宅時間が１６時以前となる就労等を常態とする場合	２０
			帰宅時間が１５時以前となる就労等を常態とする場合	１６
		週３日以上４日未満の就労等	帰宅時間が１８時後となる就労等を常態とする場合	３０
			帰宅時間が１８時以前となる就労等を常態とする場合	２４
			帰宅時間が１７時以前となる就労等を常態とする場合	１８
			帰宅時間が１６時以前となる就労等を常態とする場合	１５
			帰宅時間が１５時以前となる就労等を常態とする場合	１２
		週２日以上３日未満の就労等	帰宅時間が１８時後となる就労等を常態とする場合	２０
			帰宅時間が１８時以前となる就労等を常態とする場合	１６
			帰宅時間が１７時以前となる就労等を常態とする場合	１２
			帰宅時間が１６時以前となる就労等を常態とする場合	１０
			帰宅時間が１５時以前となる就労等を常態とする場合	8
		週１日以上２日未満の就労等	帰宅時間が１８時後となる就労等を常態とする場合	１０
			帰宅時間が１８時以前となる就労等を常態とする場合	8
			帰宅時間が１７時以前となる就労等を常態とする場合	6
			帰宅時間が１６時以前となる就労等を常態とする場合	5
			帰宅時間が１５時以前となる就労等を常態とする場合	4

	居宅内就労中心者	週５日以上の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	３５
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	３０
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	２５
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	２０
			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	１５
		週４日以上５日未満の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	２８
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	２４
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	２０
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	１６
			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	１２
		週３日以上４日未満の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	２１
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	１８
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	１５
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	１２
			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	9
		週２日以上３日未満の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	１４
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	１２
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	１０
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	8
			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	6
		週１日以上２日未満の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	7
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	6
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	5
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	4
			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	3
	居宅内就労協力者	週５日以上の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	２５
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	２０
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	１５
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	１０

			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	5
		週４日以上５日未満の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	２０
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	１６
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	１２
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	8
			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	4
		週３日以上４日未満の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	１５
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	１２
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	9
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	6
			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	3
		週２日以上３日未満の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	１０
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	8
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	6
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	4
			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	2
		週１日以上２日未満の就労	終業時間が１８時後となる就労を常態とする場合	5
			終業時間が１８時以前となる就労を常態とする場合	4
			終業時間が１７時以前となる就労を常態とする場合	3
			終業時間が１６時以前となる就労を常態とする場合	2
			終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合	1
２　妊娠又は出産	出産予定日の属する月が入所希望月又は入所希望月の前２月若しくは後２月の場合			２０
３　疾病	入院	１月以上の入院が必要な場合		５０
	居宅	精神性又は感染性疾患、常時臥床等により３月以上の加療を要し、保育が常時困難な場合		５０
		１月以上通院加療を行い、常に安静を要する等、保育が常時困難な場合		４０
		上記以外の疾病等により、１月以上の加療を要し、保育が困難な		３０

	場合	
4　障害	身体障害者手帳１級若しくは２級、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（(A)）、A若しくはBの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	５０
	身体障害者手帳３級又は療育手帳Cの交付を受けていて、保育が困難な場合	３０
	身体障害者手帳４級の交付を受けていて、保育が困難な場合	２０
5　親族の介護等	疾病、心身の障害若しくは要介護若しくは要支援状態により介護を必要とする親族の介護又は看護及び入院、通院及び通所の付添いのため、保育が困難な場合	―
6　災害復旧作業	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事している場合	―
7　虐待その他特例	虐待その他支援が必要であると特に市長が認めた場合	―

備考

1　基準指数は、児童を現に監護している保護者２人（原則、父母とする場合）の数値を比較して、数値が低い者の基準指数を適用する。

2　１人の保護者が２以上の事由に該当する場合は、最も数値が高い基準指数を適用する。

3　事由１の「就労」は、会社等に就職していること又は独立して自ら事業を営んでいることをいう。

4　事由１の就労等又は就労の日数は、月曜日から金曜日まで（祝日及び休日を除く。）を対象とする。

5　不規則勤務等により、事由１に定める細目によりがたい就労の場合は、その事情を勘案して基準指数を決定する。

6　事由２の「入所希望月」は、学童クラブの利用を開始しようとする月をいう。

7　事由５又は事由６に該当する場合は、事由１の細目の居宅外就労又は就学に準ずる。

8　事由７に該当する場合は、その事情を勘案して基準指数を決定する。

９　事由１の「帰宅時間が１５時以前となる就労等を常態とする場合」及び「終業時間が１５時以前となる就労を常態とする場合」は、夏休み等の短期入所の場合に適用する。

別表第２（第３条関係）

支援の必要性の調整基準

番号	支援の必要性の調整する事由
1	６５歳未満の同居の祖父母等がいる世帯で、補完的に保育が可能な場合（要介護又は要支援の認定を受けていない場合に限る。）
2	保護者が保育料（保育園保育料を含む。）を滞納している場合で、滞納している期間が６月未満のとき（納付相談等に応じている場合を除く。）
3	保護者が保育料（保育園保育料を含む。）を滞納している場合で、滞納している期間が６月以上のとき（納付相談等に応じている場合を除く。）

備考　番号２及び番号３の「保育園保育料」は、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成２７年条例第８号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額をいう。

別表第３（第３条関係）

優先支援の基準

番号	支援を優先する事由
1	前年分の所得税が非課税のひとり親家庭（離婚調停中の家庭を含み、別居のみの家庭を除く。以下この表において同じ。）に属し、補完的に保育が可能な祖父母等と同居していない児童
2	前年分の所得税が課税されているひとり親家庭に属し、補完的に保育が可能な祖父母等と同居していない児童
3	前年分の所得税が非課税のひとり親家庭に属し、補完的に保育が可能な祖父母等と同居している児童
4	前年分の所得税が課税されているひとり親家庭に属し、補完的に保育が可能な祖父母等と同居している児童
5	現に監護する保護者が１人の場合（他の保護者が単身赴任、別居等により児童を監護することができない場合を含む。）
6	保護者の全てが毎週土曜日に就労している児童

7	勤務形態により不定期に保護者の全てが土曜日に就労することがある児童
8	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯で、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属している児童
9	生計を維持するために就労していた保護者が倒産、解雇等による失業、傷病等により退職し、当該保護者又は他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯（生活保護法による被保護世帯を除く。）に属している児童
１０	保護者からの虐待を現に受けている、又は受けたことがある児童及び当該保護者に対し市が保護その他必要な支援を行っている児童
１１	保護者の経済的又は身体的な事由により保育を必要とする児童及びその保護者に対し市が必要な支援を継続的に行っている児童
１２	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けている児童又は身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に規定する４級以上の障害を有している児童（特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者に限る。）で、学童クラブで支援を受けることができる状態にあるもの
１３	兄弟姉妹が在所している学童クラブへの入所（転所）を希望する児童
１４	小学校第１学年の児童
１５	小学校第２学年の児童
１６	小学校第３学年の児童
１７	小学校第４学年の児童
１８	上記以外の場合で、緊急に支援の必要があると市長が認める児童